

議案第 57 号

前橋市公共下水道条例の改正について

令和 7 年 3 月 4 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市公共下水道条例の一部を改正する条例

前橋市公共下水道条例（昭和 37 年前橋市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 2 項第 3 号中「専属」を「選任」に改め、「交付番号」の次に「並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合は、その兼務状況」を加える。

第 6 条の 3 第 1 項第 1 号中「専属して」を「選任されて」に改める。

第 6 条の 4 の見出し中「専属」を「選任」に改め、同条第 1 項中「専属させ」を「選任し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、群馬県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第 10 条第 1 項第 10 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。